

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○財務規則の一部を改正する規則

### 訓 令 甲

○県工事検査規程の一部を改正する訓令

### 告 示

○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を改正する告示

告示

○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部を改正する告示

## 規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「教育委員会教育長」を「教育次長」に改める。

第一百七条の四第一項第一号中「により買入れをし、又は役務の提供を受けよう」を「を締結しよう」に改める。

第二百二十二条第一項中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附 則

ページ

(検 査 課) 一

(会 計 課) 二

(契 約 課) 二

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令第十五号

県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県工事検査規程の一部を改正する訓令

県工事検査規程(昭和三十九年宮城県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項、第八条、第九条及び第十二条第二項中「請負者」を「受注者」に改める。

別表第二地方振興事務所の項中、「林業振興部及び栗駒ダム管理事務所」を「及び林業振興部」に改める。

様式第一号中 「請負者」を「受注者」に改める。

様式第一号の二中 「請負者」を「受注者」に改める。

様式第二号中 「請負者」を「受注者」に改める。

様式第三号(甲)中 「請負者」を「受注者」に改める。

様式第三号(乙)中 「請負者」を「受注者」に改める。

様式第四号中 「請負者名」を「受注者名」に改める。

様式第五号中 「施工業者及び代表者名」を「受注者氏名又は名称」に、「請負者」を「受注者」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第三百四十五号

平成十二年宮城県告示第四百九号（地方公所の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八号中「小松島支援学校」の下に、「女川高等学園」を加える。

○宮城県告示第三百四十六号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十五条第七項、第四十六条第二項及び第三項、第五十条第三項並びに第五十二条中「年29パーセント」を「年28パーセント」に改める。